

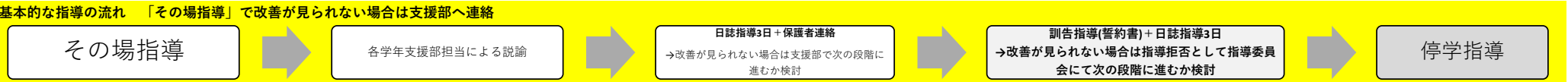
令和7年度 生徒指導細則に関する運用規定

指導内容（説諭…支援部からの注意喚起、反省文、奉仕活動。日誌指導は3日とする、懲戒指導（訓告、停学、退学）

* 保護者連絡は原則として担任が行う。

制服について ①儀式(始業式など)ではネクタイ・リボンを必ず着用すること。 ②ブレザー着用時期は支援部が決定する(例12月から3月)。 ③日常のジャージ着用期間は支援部が決定する(例4月から11月)。

勤怠			生活に関する指導			校内持込	深夜徘徊	金銭の取り扱	校内風紀を乱し、学校生活の安全を脅かす行為		問題行動・悪質な行為	交通安全		いじめ
遅刻	無届欠席	中抜け欠課	身なり	マナー	スマホ				校内風紀を乱す行為	学校生活の安全を脅かす行為		自転車	免許取得	
①5回目 ②10回目 ③15回目 ④20回目以降と5回毎に ※遅刻した場合、入室前に入室許可書を受け取ること ※QRコード入力		①初回～9回 ②10回目 ③15回目以降、5回毎に ※無届の途中下校も同様の指導とする。 ※帰りのSHRや清掃も含む。	①異装（学校指定の制服以外の服装） ②染髪・パーマ ③ピアスなどの装飾品 ④化粧品 ⑤スカートの丈 ※基準は膝にかかる（膝寸は膝血中心） ※改造制服は保護者連絡・日誌指導	①ガム ②サンダル ③シャツだし ④第2ボタン外し ⑤儀式の際のネクタイ・リボン	8：45以降は電源を切り、下校までは使用してはいけない ①不適切な使用は指導の対象とする。 ②指導に応じない場合は取り上げ指導を行う。 ③イヤホンもスマホ同様の指導	支援部による預かり指導 持ち込んだものによっては ①校内風紀を乱す行為 ②学校生活の安全を脅かす行為とし、指導を行う。	22:00～4:00は深夜徘徊とする。 18歳以上も在学中は指導対象とする。	①校内における金銭の貸し借りや受け渡しは禁止する。 ②賭博行為（金品の授受があるもの）は指導委員会で検討し、指導を行う。 ③他人の機器・道具を無断使用 ④危険行為 ⑤他人のアカウント・パスワードの使用 ⑥他人の機器・道具を無断使用 ⑦情報漏洩 ⑧その他、指導が必要な行為で軽微な問題行動	①他人への迷惑行為 ②悪ふざけに端を発する器物破壊 ③無断充電 【軽微な場合】 ④危険行為 ⑤他人のアカウント・パスワードの使用 ⑥他人の機器・道具を無断使用 ⑦情報漏洩 ⑧その他、指導が必要な行為で軽微な問題行動	①オートバイ・乗用車 ※登下校時及び校時中の車両の使用を禁止する。（休日中の部活動においても同様） ②交通三悪（無免許・飲酒・スピード違反） ※バイク条件違反（免許取得1年以内2人乗り・補助） ③④窃盗 ⑤不正行為 ⑥入れ墨（保護者と話し合い、入れ墨を消すまでは出校停止とする） ⑦飲酒 ※喫煙、同席、所持、※ノンアルコールも同様 ⑧喫煙 ※喫煙、同席、所持、ライター所持、電子タバコも同様 ※同席以外の指導が2回以上になった場合は、「禁煙セミナー」の受講を推奨する。	安全運転義務違反 ※無灯火、ブレーキ・反射板や尾灯なし、ヘッドフォン・イヤフォン着用、併走、2人乗り	①運転免許取得は原則として3年次の夏期休業からとする。 ②取得した場合はホームルーム担任に届け出た（例）】のケースに基づき指導内容支援方法に決定する。	いじめ防止対策委員会が審議 いじめ防止基本方針【具体的ないじめの態様のケースに基づき指導内容支援方法を決定する。	
5回目 ・保護者連絡 ・支援部説諭		初回～9回 ・保護者連絡 ・支援部説諭	その場指導 ※改善が見られない場合は、指導拒否となり、次の段階にあがるので注意すること				1回目～ 日誌指導	金銭の貸し借りや受け渡し・説諭	その場指導 ※改善が見られない場合は、指導拒否となり、次の段階にあがるので注意すること	停学7日	その場指導	許可なしの免許取得 支援部説諭	ケース0：嚴重注意 悪質な場合は日誌指導	
10回目 ・保護者連絡＋・説諭		10回目 ・教頭指導＋保護者召喚 ・日誌指導	支援部説諭 日誌指導＋保護者連絡 ※改善が見られない場合は、指導拒否となり、次の段階にあがるので注意すること				「校内風紀を乱し、学校生活の安全を脅かす行為」の指導と同様	賭博行為1回目 訓告(誓約書) 日誌指導	支援部説諭 日誌指導 保護者連絡	停学10日 ※上記◎は反社会的行為として、ここからカウント	支援部説諭		ケース1.2：停学7日	
15回目・学期末に管理者指導（保護者召喚）＋日誌指導		保護者召喚 ・日誌指導						停学7日 2回目以降、下記⑥の段階指導	訓告指導 日誌指導 停学指導7日	停学14日	日誌指導 保護者連絡	免許取得のための欠課・欠席は中抜け指導と同様の指導を行う。	ケース2.3：停学10日	
20回目以降、5回毎に ・保護者連絡 ・説諭		15回目以降、5回毎に ・保護者連絡 ・説諭	訓告指導＋日誌指導 停学指導7日 ※年度継続無し						停学21日以上の無期停学	停学21日以上の無期停学	訓告指導 日誌指導		ケース3.4：停学14日	
各学期ごとにカウントを行う										停学5回目以降は生徒指導委員会が検討し、職員会議に諮ったうえで校長が指導内容決定する（退学勧告もあり得る）	停学指導7日		ケース4：停学21日以上の無期停学	
			段階指導(下記⑥停学指導について)					段階指導(下記⑥停学指導について)						



- ① 内容によっては指導段階をあげることを生徒指導委員会が検討し、職員会議に諮ったうえで校長が指導内容決定する。
- ② 指導項目が複数にまたがる場合は、指導内容が重い項目のみで懲戒指導や日誌指導をおこなう。
- ③ 選挙運動に関する指導について…原則、校内における選挙運動に関しては禁止する。
- ④ アルバイトは原則として禁止する。やむをえずアルバイトを行う場合は、書類(許可願い・誓約書)を生徒支援部から受け取り、支援部主任へ提出する。
- ⑤ 校長は懲戒に付された者の反省が認められないときは、懲戒の期間を延長することができる。
- ⑥ 停学指導について
停学指導は、それまでの指導歴により、原則として入学から卒業までの累積回数とする。1回目：7日、2回目：10日、3回目14日、4回目：21日以上は無期停学、5回目以降は生徒指導委員会が検討し、職員会議に諮ったうえで校長が指導内容決定する（退学勧告もあり得る）
* 「生活に関する指導」による懲戒処分は年度をまたがない(学年を超えて累積しない)。
- ⑦ 日誌指導について…期限までに終了できない場合は、下記の指導を行い、改善が見られない場合は懲戒指導となる。

